

熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例の一部改正について

熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例（平成 7 年条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第 2 条関係）」に改め、同表中

「

標識等利用広告	1 個につき 300 円
---------	--------------

」

を

「

標識等利用広告	1 個につき 300 円
ベンチ利用広告	1 個につき 300 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

（提出理由）

ベンチ利用広告の許可に係る手数料を新設するため、所要の改正を行う必要があ